

平成 25 年 7 月 26 日

監査役等への品質管理レビューの結果の通知について

日本公認会計士協会
副会長 関根愛子

監査人による監査役若しくは監査役会又は監査委員会（以下「監査役等」という。）とのコミュニケーションについては、監査基準委員会報告書 260 「監査役等とのコミュニケーション」等に基づき実施されておりますが、近時においては、監査人と監査役等の連携を充実することが求められており、その一環として、被監査会社の監査役等が協会による品質管理レビューの結果について、監査人に質問するケースが増加しております。

品質管理レビューの結果の通知については、平成 24 年 10 月 24 日付で「監査役等への品質管理レビュー報告書等の開示について」を公表し、品質管理レビュー報告書及び改善勧告書の開示を制限する一方で、品質管理レビューの結果を要約したものを監査役等へ提供することは妨げず、当該要約に基づき品質管理の状況について積極的にコミュニケーションを行い、より一層の信頼関係を築くことを期待する旨の周知を行いました。その後、会員各位からは、この品質管理レビューの結果の要約や監査役等への通知の方法について多くの質問が寄せられております。

監査役等と監査人との連携のより具体的な内容や方法につきましては、公益社団法人日本監査役協会と協議し、「監査役若しくは監査役会又は監査委員会と監査人との連携に関する共同研究報告」の見直し等を進めて参りますが、当面の取扱いとして、品質管理レビューの結果の通知は、例えば、①品質管理レビュー（フォローアップ・レビューを含む。）を受けたかどうか、②受けた場合には、監査事務所における品質管理に関して重要な指摘があったかどうか、また、そのような指摘があった場合にはどのような対応をしているか、並びに③当該被監査会社の監査業務が品質管理レビューの対象業務として選定され、かつ当該監査業務における品質管理に関して重要な指摘があった場合には、その旨及びどのような対応をしているかについて、それぞれ要約したものを、被監査会社の監査役等に対して書面で通知し、説明を行うことが考えられます。

なお、会員各位におかれましては、品質管理レビューの結果のみならず、監査の品質管理及び品質管理レビューの制度についても監査役等に対して十分な説明を行い、もって監査人と監査役等の連携を充実させるようご留意ください。

以上